

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
68	82-39	保証連帯の場合、各保証人に <u>分別の利益はない</u> 。そして、	<u>連帯保証</u> の場合、各保証人に <u>分別の利益はない</u> 。そして、その1人が弁済した場合の連帯保証人間の求償については、分別の利益がない点で <u>保証連帯</u> と同様であることから、465条1項によるとされている（大判大8.11.13）。そこで、